

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 吉岡町

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の 場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ 先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給	<a href="#">吉岡町勤労者住宅資金利子補給</a>	金融機関が勤労者に貸付した額のうち1,000万円以内に対して年利1%の利率で計算した額を限度とし補給。	吉岡町に専用住宅を新築し、生活の本拠地とする勤労者。	1,000万円以内	1%	1年以内	1月		産業観光課 産業振興室	0279-26-2280	<a href="http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/jutaku/sumai/kinrouiyutaku_rishihokyu.html">http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/jutaku/sumai/kinrouiyutaku_rishihokyu.html</a>	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改修費助成制度等)	助成	<a href="#">吉岡町重度身体障害者(児)住宅改修費補助金</a>	下肢・体幹又は視覚に重度の障害を有する者または、障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を障害者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対して補助金を交付する。	次のすべてに該当する者。 ・町内に居住する者。 ・身体障害者手帳の交付を受けている者。 ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障害者または1級に該当する視覚障害者。 ・該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者。	改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額と、補助基本額60万円の6分の5の額を比較して、少ない方の額とする。			4月～9月		介護福祉課 福祉室	0279-26-2246	<a href="http://www.town.yoshioka-gunma.jp/fukushi/syogai/service/jutaku_kaizo.html">http://www.town.yoshioka-gunma.jp/fukushi/syogai/service/jutaku_kaizo.html</a>	
合併処理浄化槽設置費	助成	<a href="#">吉岡町浄化槽設置事業費補助金</a>		公共下水道整備区域及び農業集落排水施設整備事業区域を除く全域。 ただし、5戸以上の分譲住宅や家賃及び1,000平方メートル以上の開発行為等による箇所は補助対象になりません。 また、原則一般住宅のみ補助対象となりますが、公共性の高い建物はこの限りではありません。	5人槽 174,000円 6～7人槽 225,000円 8～10人槽 298,000円					上下水道課 下水道室	0279-26-2284	<a href="http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/suido/gesuido/jokasou_hoiokin.html">http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/suido/gesuido/jokasou_hoiokin.html</a>	
太陽光発電設備設置費	助成	<a href="#">吉岡町住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金</a>		①町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した者、又は自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した者。 ②申請時に世帯全員が町税等を完納していること。 ③所有者全員から同意がとれていること。 ④電力会社との電力受給契約を締結していること。 ⑤過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り) ※法人・集合住宅及び店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は補助金の対象にはなりません。 ※県と併用して補助金を受けられます。	100,000円					住民課協働 環境室	0279-26-2245	<a href="http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/kankyo/taiyoukou.html">http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/kankyo/taiyoukou.html</a>	
耐震診断費	助成	<a href="#">吉岡町木造住宅耐震診断者派遣事業</a>	建築されてから一定の期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断」を実施するもの。診断に要する費用は、町が負担する。ただし、診断者の交通費は、実費負担となる。	吉岡町内で次の全ての要件に該当する住宅。 ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されていること。 ②木造在来軸組構法で建築された階数が地上2階建て以下の建物。 ③一戸建て住宅または併用住宅(2分の1以上が住宅)であること。 ④建築基準法に違反していない建物。 ⑤対象者は住宅の所有者、かつ居住している者※ただし、貸家は除く。 ⑥町税を滞納していない者。				4月～1月	2戸(先着順)	建設課 都市建設室	0279-26-2278	<a href="http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/taishin_shindan.html">http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/taishin_shindan.html</a>	
その他	助成	<a href="#">居宅介護(予防)住宅改修費</a>	居宅の要介護者が一定の住宅改修を居住する住宅で行ったとき、改修費用20万円を上限に7割(※)・8割・9割相応額を償還払いする。 ※30年8月から。	要支援・要介護者	20万円を上限に7割(※)・8割・9割相応額を償還払い ※30年8月から					介護福祉課 介護高齢室	0279-26-2247	<a href="http://www.town.yoshioka-gunma.jp/fukushi/kaigo/service_others.html">http://www.town.yoshioka-gunma.jp/fukushi/kaigo/service_others.html</a>	